

平成 21 年度 行財政改革委員会市民部会の取組について

討議テーマ：「公の施設の効率的な管理運営」～行財政改革を民間活用の視点から考える～

【背景】

- ・ 川崎市では「民間でできるものは民間で」という行財政改革の趣旨に基づき、公の施設についても、その設置目的や制度の趣旨を踏まえ、指定管理者制度などを導入し、効果的、効率的な運営とサービスの提供に努めている。
- ・ 現在市内で 190 以上の多種多様な公の施設が指定管理者制度で運営されている。一例として、老人いこいの家や、こども文化センター、スポーツセンターなどの施設が、多くの市民に利用されている。
- ・ 川崎市で指定管理者制度が導入されている施設の内、約半分の施設が平成 22 年度末をもって、現在の業者への指定期間が終了することから、平成 22 年度中に行われる指定管理者制度の評価・更新等に向けて利用者としての視点からの意見を伺いたい。

【調査・検討内容】

指定管理者制度を導入した公の施設の現状を検証し、民間事業者が運営を行うことや、安全で良質なサービス提供のあり方について考える。

【活動スケジュール（予定）】

第 1 回	事前検討会①	5/26	テーマ確定、行政より資料提供・現状報告 →ワークショップ① 質疑応答・課題整理
第 2 回	部会	8/26	経過報告
第 3 回	事前検討会②	9/2	指定管理者制度導入施設 現場視察
第 4 回	事前検討会③	10 月	ワークショップ② 解決・改善への方向性、提案
第 5 回	事前検討会④	1 月	ワークショップ③ まとめ、報告書作成
第 6 回	部会	3 月	結果報告

※ 平成 21 年度は市民部会の開催回数を 1 回増やし、計 6 回とし、現場視察を行うことで、より行財政改革への理解を深めると共に、より現場に近い、市民視点からの意見を伺う。

【取組・検討の前提】

- ・ 平成 20 年度のテーマ「行財政改革の取組の市民広報のあり方」で構築した市民としての視点、捉え方を土台とする。
- ・ 特に市民に「日常生活の中で行財政改革との関りを身近に感じてもらう」という視点を活かし、行財政改革への理解を深めながら、今後の制度のあり方を探る。

【想定論点】

- ・ 指定管理者制度導入施設に感じること…率直な感想
- ・ 直営と民間事業者による運営について、それぞれのメリット・デメリット
- ・ 指定管理者制度の望ましい運営のあり方
 - 市民意見の組み入れ 運営への反映方法
 - 地域とのより良い関係の築き方
 - 市民サービスの向上と経費の削減との両立やバランス等について
- ・ 行政との役割分担、行政の担うべき役割について
 - 情報提供の方法
 - 評価方法や選定方法について
 - 業者選定のプロセスなど

【前回（第1回事前検討会 5/26）の議論の簡単な振り返り】

- 事務局から、現在の川崎市の指定管理者制度の目的や概要・対象施設・指定管理者の行える／行えない業務・指定管理者制度の導入状況等について、説明がありました。
- 委員の質問等を受け、以下のような確認がありました。（主な内容は以下のとおり）
 - ・ 指定管理者制度の導入により、計9億6千万円の財政効果があがっている。主に人件費、その他、施設管理費、維持費などがその内容である。
 - ・ 指定管理者制度の導入により、受託業者は施設の運営について管理権限や利用許可権を得ることになり、施設の改善を積極的に行い、それを自らの利益につなげることができるようになった。一方、同時に有事（事故等）の際は、より大きな責任を負うこととなった。
 - ・ 指定管理者の選定は原則的に公募で行われる。またその際、企画提案によって受託者を選定するプロポーザルが行われるケースが増えてきている。プロポーザルでは請負金額だけでなく、受託希望者が提案する施設管理運営の企画内容等も含めて総合的に評価し、受託者の選定を行う。
 - ・ それまでの施設の設立や運営における民間事業者との連携等の経緯を踏まえ、例外的に非公募で指定管理者を選定することもある。（例：市立多摩病院の聖マリアンナ医大）
 - ・ 現状では指定管理者制度による受託団体は、行政が出資する法人や社会福祉法人など、従来からの団体が大半を占めているが、指定管理者制度の導入により、競争原理が生まれ、サービス向上の努力がより生じていると考えられる。
 - ・ 施設の利用料金等については、条例でその設定範囲が決められており、例えば指定管理者による利用料金の値上げなど、市民への不利益は発生しないようになっている。
 - ・ 公共施設のうち、道路関連施設や河川管理施設などは、安全管理などの面から指定管理者制度には馴染まない公共施設とされている。